

令和3年度 第2回 四條畷市環境審議会 議事摘録

- 日 時 令和4年2月18日（金） 13:00～13:45
- 場 所 四條畷水道センター 2階 大会議室
- 出席委員 = 14名 : 花嶋会長、中川副会長、小原委員、島委員、藤本委員、高岡委員、鈴木委員、松田委員、富田委員、奥村委員、早川委員、大持委員、藤岡委員、藤原委員
- (欠席委員 = 1名 : 葛城委員)
- 傍聴者 = 0名
- 事務局 = 6名 : 東市長、山本市民生活部長、笠井市民生活部生活環境課長、櫻井市民生活部生活環境課長代理、森市民生活部生活環境課主任、中原市民生活部生活環境課主査

担当	内容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>ただいまから、令和3年度第2回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>私は、生活環境課の森でございます。本日の議事に入るまでの間、本会を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、議事に入ります前に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会議次第・ 四條畷市環境審議会委員名簿・ 四條畷市環境審議会規則・ 四條畷市災害廃棄物処理基本計画(案)に係る検討報告について・ 四條畷市災害廃棄物処理基本計画(案)について(答申)

事務局	<p>続きまして事前に送付させていただいております資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案） ・ なわての環境（令和3年版）（案） <p>過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>次に、本日の審議会委員の出席状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日、葛城委員におかれましては、所要のため欠席させていただくとのご連絡をいただいております。</p> <p>したがいまして、審議会委員総数15名中、出席委員14名、欠席委員1名でございます。以上により、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、審議会の開催にあたり、東市長よりご挨拶申し上げます。 市長、よろしく申し上げます。</p>
東市長	<p>－ 市長あいさつ －</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>市民生活部長山本です。生活環境課長笠井です。同じく課長代理の櫻井です。同じく主査の中原です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に、傍聴についてお伺いいたします。</p> <p>本日の会議については、非公開とする理由は、特にないと考えられますので、傍聴を許可することに致したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>－ 「異議なし」の声あり －</p>

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>しかしながら、現在、傍聴希望者はおられませんので、傍聴希望者が来庁され次第、随時入場していただきます。</p> <p>それでは、会議を進めてまいりたいと思いますが、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、花嶋会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、会長、よろしくをお願いいたします。</p>
花嶋会長	<p>これより、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p>
鈴木委員	<p>まず、案件（1）四條畷市環境審議会専門部会からの「四條畷市災害廃棄物処理基本計画に係る検討報告」について、専門部会を代表して鈴木委員から報告をお願いします。</p> <p>四條畷市環境審議会専門部会としての検討報告をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料のA4別紙の「四條畷市災害廃棄物処理基本計画(案)に係る検討報告について」及び「四條畷市災害廃棄物処理基本計画(案)」をご覧ください。</p> <p>報告につきましては、その中でも重要な部分を取りまとめさせていただいており、主要な部分のみ読ませさせていただきます。</p> <p>災害が発生した際には、この計画に基づき対応していくことが必要となります。</p> <p>本計画の策定経緯につきましては、想定される地震等に対し、事前準備や発災後の処理体制の整備等、本市が行う業務についてあらかじめ整理する必要があることから、新たに策定作業を進めることになりました。令和3年9</p>

鈴木委員

月29日に開催した環境審議会において、市長から四條畷市災害廃棄物処理基本計画(案)が諮問されたことにより、同審議会において環境審議会専門部会を設置し、本計画(案)の検討を行いました。

私が会長を務め、計3名で、3回専門部会を開催し、その間に市民意見公募も行いました。

続きまして、検討報告をいたします。

1) 四條畷市の災害廃棄物の発生想定について

生駒断層系地震では570,621t、南海トラフ地震では224,216t程度、風水害では69tの災害廃棄物の発生が推計されました。平成30年度のごみ総排出量である16,030tよりはるかに多い量が発生する可能性があります。通常のごみ処理を行いながら、市民の生活基盤の復旧のために迅速かつ適切な災害廃棄物の処理が求められます。

2) 災害発生時の対応について

大規模災害の発生時における業務を検討し、本計画に基づいて迅速かつ適切な対応ができるよう整理しました。

特に下記の点について、重点的に検討を行いました。

(業務体制)

●災害時の業務は、災害廃棄物の収集・運搬、処理だけではない。通常のごみも収集・運搬、処理しなければならない。災害廃棄物処理に関する業務を環境衛生班、毎日、人の入れ替えが必要となる避難所班、この2つが市民生活部長の管轄で最も大変な部署であるので、応援体制を検討する必要がある。防疫業務も環境衛生班が担っているので、コロナウイルスの拡大と大規模災害が同時に発生すれば、環境衛生班だけで対応できない。

●災害対策本部の本部長は市長であり、現場の最終判断は市長が行うことになるが、部長や課長にある程度の権限を与え判断させる方が、災害時の現場はスムーズに動く。

●災害時の体制をきっちり内部と外部に分け、どの業務を庁内で行うのか、外部に依頼するものかをはっきりさせる。災害時に必要な民間事業者もリスト化していれば現場は混乱しない。

鈴木委員

(住民への周知・協力依頼)

●集積所や仮置場の概念や場所をしっかりと決め、市民に周知する。住民が家の前や道路に災害廃棄物を排出しないようにする、廃家電など対象物ごとの出し方について、行政から住民に適切なアナウンスをしなければならない。

●住民の周知については、平成30年の台風21号の時など、過去の事例を参考にする。

(ごみの種類ごとの対応)

●感染症ごみについて、現場の状況に合わせて配慮して対応する必要がある。

●避難所等からのし尿処理が発生するが、バキューム車は委託業者が所有する2台のみで、四條畷市は所有していない。他市町村に応援を依頼するにあたり、事前に必要なバキューム車の台数を把握しておくほか、浄化槽汚泥の許可業者13社の協力依頼や、下水と直結するマンホールトイレなどを活用する。

●災害廃棄物について、選別を行いリサイクル・減量化に努める。

(仮置き場、処理施設)

●仮置場は約3年間使用するので、継続して維持できる広さが必要である。仮置場を選定するにあたり、仮置場候補地のメリットとデメリットや、住民の避難状況や道路交通事情を勘案して検討する。

●実際に災害が発生すると、おそらく既存施設(四交クリーンセンター、環境センター、北河内4市リサイクルプラザ)だけで処理できない。処理能力を超えるものは、外部(大阪府や他市町村)の力を借りなければならない。そのことを記載しておく。また、既存施設の処理能力もあわせて記載する。

3) 平時の対応について

大規模災害に対応できるよう、平時から準備を行うことが重要です。平時に行うべき業務について整理を行いました。

●事業者との協定を結んだり、協力を依頼する事業者や他自治体の担当者のリストを毎年更新するなど、準備しておく。

鈴木委員

- 新規担当職員には、本計画をもとに対応ができるよう教育を行う。
- 大規模災害を経験した職員が少ないので、派遣要請や災害ボランティアなど、どこかで大規模災害の業務を経験できる機会があればよい。
- 平時から仮置場候補地を検討する必要がある。その時に必要な、仮置場候補地の一覧表や地図を資料として準備しておく。
- 必要な資機材の在庫数を把握し、どこで調達すればいいのか、平時から準備しておく。

5. 総評

計画策定に関わった担当者は、大規模災害発生時に起こりうる状況を理解し、業務内容や資機材、施設の状況などを把握しており、いつ何時、大規模災害が発生しても対応できると思われれます。配置転換などで担当者が変わったときに、迅速かつ適切な業務遂行ができるよう、対応することが重要です。計画を形だけにせぬよう、平時からの準備と見直しをお願いします。

また、災害廃棄物の発生抑制にあたっては、通常の廃棄物処理と同様に、上流側での対応の視点も重要になります。住宅等建造物の耐震構造化は、人命を守る点でも重要ですが、災害廃棄物の発生抑制にもつながります。災害廃棄物対応の視点も含めて、安心・安全な暮らしが推進されることを望みます。

以上です。会長よろしく願いいたします。

花嶋会長

ありがとうございました。

それでは事前に送付させていただいております「四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案）」について何かご意見はございますでしょうか。

－ 「意見なし」 －

花嶋会長

次に、案件（２）「四條畷市災害廃棄物処理基本計画」についての答申に進みたいと思います。

本計画案につきましては、昨年９月に開催した、令和３年度第１回環境審議会で市長から諮問があり、計３回にわたる専門部会の場においてこれまで慎重に検討がなされてきました。

そして、答申書につきましては、先ほど鈴木委員から報告があった検討結果を踏まえ、私と事務局の方であらかじめ案を作成しております。また、感染症予防対策のため、すでにお手元に配付の資料【答申書(案)】をもとに説明をさせていただきたいと思います。

それでは、答申書の内容について、私から読み上げさせていただきます。

令和３年９月２９日付け、畷市生第１２８０号により諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議を行いました。

本審議会としては、別添の「四條畷市災害廃棄物処理基本計画（案）」を妥当であると答申いたします。

なお、今後、計画を運用するにあたっては、下記の点について考慮していただきますよう要望します。

- １．一時的に多量に発生する災害廃棄物や災害時でも継続の必要な通常の廃棄物の収集・運搬や処理等を適切に実施できるよう、業務体制について内外部での協力や応援等の業務体制の仕組みを整備すること。
- ２．災害廃棄物及び感染症ごみへの理解や協力を促すため、住民への周知については、ごみの種類や排出場所等を迅速かつ適切にわかりやすく実施すること。
- ３．災害時には、廃棄物の種類ごとに現場の状況に合わせた対応を行い、仮置場の適正な配置や処理施設の有効な活用により、廃棄物を効率的に処理できるよう迅速な対応を行うこと。
- ４．いつ大規模災害が発生しても対応できるよう、平時から情報の整理や把握している情報の見直し等の準備を行うこと。

答申書の内容につきましては、以上のとおりとなっております。

花嶋会長	<p>これより、この結論をもって、本審議会から市長へ答申したいと思いますが、皆様、ご異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">－ 「異議なし」の声あり －</p> <p>それでは、答申書を市長へお渡しいたします。</p>
事務局	<p>それでは、恐れいりますが、花嶋会長、東市長、事務局向かって左手のところまでお願いいたします。</p>
花嶋会長	<p>「四條畷市災害廃棄物処理基本計画について（答申）」 内容については先ほど説明いたしましたので、このままお渡しさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、花嶋会長、東市長、お席へお戻りください。</p> <p>それでは、東市長より、お礼のご挨拶を申し上げます。 市長、よろしく申し上げます。</p>
東市長	<p style="text-align: center;">－ 市長あいさつ －</p>
事務局	<p>ありがとうございました。案件（２）につきましては、以上でございます。 なお、市長は、この後公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、これで退席させていただきます。</p> <p><市長退席></p> <p>それでは、花嶋会長、引き続きよろしくようお願いいたします。</p>

花嶋会長	<p>それでは次に、案件（３）「なわての環境（令和３年版）（案）」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、案件（３）「なわての環境（令和３年版）（案）」について、説明させていただきます。</p> <p>まず、印刷上の不都合がございましたので、ご説明いたします。</p> <p>３６ページ、７４ページ、７８ページの章の見出しについて製本の際には右側になるよう訂正させていただきます。</p> <p>全体的な構成につきましては、前回の審議会の時に説明させていただきました。その際にご質問やご指摘をいただきました事項につきまして、追加及び修正をさせていただきましたので、変更点のみ説明させていただきます。</p> <p>まず、書式についてですが、ご指摘のあった３０ページのグラフを白黒でも見やすくしたり、５０ページの表の改行マークを消すなど、その他字体などの部分も含め、わかりやすくなるよう修正を行いました。</p> <p>次に、２７ページをご覧ください。第３章の第５節に地下水汚染を追加し、令和２年１０月３０日に田原浄水場の井戸の地下水の調査においてＰＦＯＡ及びＰＦＯＳが暫定目標値を超過していた旨及びその後の対応について追記いたしました。それに伴い、節をずらしております。</p> <p>次に、７０ページをご覧ください。第４章の第１２節のタイトルにつきまして「地域から取り組む地球環境問題」となっていたものを「行政及び地域で取り組む地球環境問題」に変更しております。</p> <p>次に、同節の７２ページをご覧ください。令和２年度温室効果ガス排出量の実績につきまして、原因や考察等を総括として追記しております。</p> <p>以上で、簡単ではございますが変更点の説明をおわらせていただきます。</p> <p>以上です。会長よろしくお願いたします。</p>

花嶋会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、今回の変更点及び全体についても結構ですのでご意見・ご質問はありませんか。</p>
藤本委員	<p>事務局の方で大変よく頑張っていたと思います。市民の方から見ても大変見やすくなりました。ありがとうございます。</p>
富田委員	<p>72ページ 表4-35の順番について、発電容量か設置年度等で順番を統一していただけたらわかりやすい。順番に決まりはあるのですか。</p>
事務局	<p>順番としては、市役所の庁舎(本館・東別館・田原支所)から、学校施設(小学校・中学校)、その他施設(給食センター・児童発達支援センター)の順序となっており、それに番号を附番したものとなります。</p> <p>見づらいということでしたら、設置年度順や発電容量順での変更も可能ですが、どちらがよろしいでしょうか。</p>
富田委員	<p>市民の感覚からすると、役所の順番はあるかと思いますが、違和感がありますので、設置年度順がよいと思います。</p>
事務局	<p>設置年度順に変更させていただきます。</p>
鈴木委員	<p>内容につきましては、非常に整備されているので、このままでよいと思います。</p> <p>環境審議会は、市全体でどのような施策をしていったらよいか等を市民の皆さんと話し合う場であると耳にしたことがあります。なわての環境に来年度以降記載される方がよいかなと思うことについて話をさせていただきます。</p> <p>70ページの第12節 行政及び地域で取り組む地球環境問題ということで、四條畷市では行政で計画を立てて取り組んでいく目標を定めています。国や大阪府の方でゼロカーボンをめざし、2030年に対しての目標が</p>

鈴木委員	<p>定められております。それは、市民生活にもものすごく大きな影響が出ている部分であると思います。過激なことをやりすぎて生活が不便になってしまうことは困りますが、より先進的に企業を増やし、豊かな社会を作っていく点で、行政ができることはたくさんあるかと思います。行政の方から温暖化対策として市民に対してしていることや市民と一緒にしていることが見えにくいと感じるところがあります。そういった取り組みを行政としてしっかりと大阪府等と連携して取り組んだ上で、ゼロカーボンという大きな目標を達成していくという前提で次年度のなわての環境の内容にはそういったことも記載されることが望ましいかなと思います。</p>
事務局	<p>今回記載させていただいた内容につきましては、地球温暖化対策実行計画の事務事業編として市役所・小中学校・その他出先機関等での取り組みについてまとめさせていただいております。市民の皆様にも今後お願いしていかなくてはならないことは多々あると思います。</p> <p>また、今回のなわての環境には、第3次四條畷市地球温暖化対策実行計画に基づいて、令和2年度実績までを記載しております。来年度のなわての環境には、第4次四條畷市地球温暖化対策実行計画に基づいた目標値や行動内容等に基づいた記載をする形となりますので、先ほどご指摘いただいた点も踏まえてなわての環境に取り入れられるような形で考えていきたいと思っております。</p>
花嶋会長	<p>他にご意見、ご質問ございますでしょうか。</p>
早川委員	<p>なわての環境の令和3年版との表記ですが、内容には3年度との表現になっているものもありますが、合わせなくてもよいのでしょうか。どのような標記の違いがあるのでしょうか。</p>

事務局	<p>年度の考え方につきましては、例えば今年度の令和3年度であれば、令和3年4月から令和4年3月までのことをさします。なわての環境は、前年度の実績を次の年度に作成する形としているため、今回のなわての環境は、令和2年4月から令和3年3月の令和2年度実績を令和3年版としてまとめている形となります。令和3年度版という表記にすると、令和3年度の実績をまとめたものとの表記となってしまいますので、令和3年版という表記になっております。</p>
早川委員	<p>第5章の令和3年度における主要な施策とは、令和3年度に実施する施策を指しているということでしょうか。また、作成する年度の計画が記載されている形となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうなります。ご指摘のとおり、発行されるのが次年度の末頃になるため、その年度の実施計画の内容を作成年度に記載している形になります。そのため、多少矛盾が生じてしまう部分もございます。</p>
早川委員	<p>個人的な見解ですが、発行がこの時期になるのであれば、令和3年度の主要な施策については、「行いました。」の記載にし、令和4年度の主要な施策を現状の形で記載するほうが良いのではないかと思います。</p>
花嶋会長	<p>いつに報告があつて、次の計画をどこにどう記載するのかについて、来年度にでも少し整理して定義した方が良くと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>それでは、本日いただいた意見も踏まえ、最終版を完成させてください。</p> <p>それでは最後に、案件（4）「その他」について、事務局の方から何かありますか。</p>

事務局	事務局の方からは特にございません。会長よろしくお願いいたします。
花嶋会長	<p>それでは、これで終わりたいと思います。</p> <p>本日の会議はこれで終了とさせていただきます。</p> <p>円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局に司会をお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は、とても貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。</p> <p>これにて、令和3年度第2回四條畷市環境審議会を終了いたします。</p>